

令和４年度第７回農業委員会総会議事録

開会月日		令和 4 年 10 月 25 日（火）		開議の時刻		午前 10 時 35 分	
場 所		市総合会館 4 階 多目的ホール B		閉議の時刻		午前 11 時 20 分	
議 長		東松山市農業委員会長 野村 孝行					
委 員 の 出 席 状 況							
農 業 委 員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要	
	1	松崎 昭三	出 席	7	藤野 香織	出 席	
	2	杉浦 勉	〃	8	松本 禮子	〃	
	3	島田 安三	〃	9	荒川 光明	〃	
	4	千葉 有美子	〃	1 0	久保田 節子	〃	
	5	宇津木 昭一	〃	1 1	野村 孝行	〃	
	6	鹿田 明	〃				
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要	
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	木村 正雄	出 席	
		利根川 里美	〃		坂上 夏苗	〃	
	大 岡	大木 幹雄	〃		田口 豊	〃	
		橋本 隆	〃	野 本	新井 勝美	〃	
		宮永 貞夫	〃		飯嶋 徳造	〃	
	唐 子	戸井田 貞義	〃		加藤 喜之	〃	
		山田 弘明	〃		山下 哲生	〃	
		小澤 謙一	〃				
	議題等		・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他				
公開・非公開の別		公開					
傍聴者数		(会議を公開した場合) 0 人					
非公開の理由		(会議を非公開にした場合)					
		議 事 参 与 者					
事務局		氏 名	摘 要				
事務局長		松崎 一祐	出 席				
副主幹		小林 裕介	〃				
主 任		福島 誠	〃				

	宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、2 番の申請について、大字石橋在住の申請人が、大字石橋地内に所有する農地（畑 1 筆）を、長屋住宅として転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、長屋住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、3 番の申請について、大字今泉在住の申請人が、大字今泉地内に所有する農地（畑 1 筆）を、農家住宅敷地として追認により転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農家住宅敷地として使用されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、農家住宅敷地の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 4 番の申請について 野本地区・杉浦委員が利害関係者のため退室したことにより、議長である野村会長が野本地区の報告者になることに伴い、久保田職務代理が議長を代理する。 野本地区・野村委員より、4 番の申請について、大字下野本在住の申請人が、大字下野本地内に所有する農地（畑 1 筆）を、進入路として転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、進入路の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。
--	--

議案第 3 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件 野村会長が、議長を久保田職務代理から交代する。 1 番の申請について 松山地区・千葉委員より、1 番の申請について、松本町 2 町目所在の申請人としての法人（受人）より、大字市ノ川在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字市ノ川地内に所有する農地（畑 6 筆）を、一般住宅（分譲住宅）に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、一般住宅（分譲住宅）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、2 番の申請について、坂戸市在住の申請人（受人）より、大字上野本在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字上野本地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、3 番の申請について、幸町在住の申請人（受人）より、大字高坂在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（畑 2 筆）を、専用住宅の建築（申請者居住用）に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅の建築（申請者居住用）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。
--	--

議案第 4 号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件 議案第 5 号 農用地利用配分計画 (案) の 件について	4 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、4 番の申請について、富士見市在住の申請人 (受人) より、大字上野本在住の申請人 (渡人) が、大字上野本地内に所有する農地 (畑 2 筆) を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 5 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、5 番の申請について、大字上唐子在住の申請人 (受人) より、大字石橋在住の申請人 (渡人) が、大字柏崎地内に所有する農地 (畑 1 筆) を、一般住宅 (自己用住宅) に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、一般住宅 (自己用住宅) の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 4 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について 議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。 鹿田委員より、借人のうち公益財団法人東松山市農業公社について、どのような団体か質問がなされた。 内容審議の結果、43 筆の利用権設定を承認した。 議案第 5 号 農用地利用配分計画 (案) の件について 議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用配分計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」と
--	--

報告事案 農業委員会会 長専決規定に よる農地法に 基づく届出報 告の件	して、これを承認した。 事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。 農地法第 4 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、2 件を確認する。 農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、14 件を確認する。 農地所有適格法人の報告について 議長は事務局に説明を求め、事務局から説明が行われ、1 件を確認する。 農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和 4 年 11 月 25 日（金） 午前 10 時 20 分～ 会 場 市総合会館 4 階 多目的ホール A 午前 11 時 20 分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和 4 年度第 7 回総会を閉じた。 以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。 令和 4 年 11 月 25 日 議長 野村 孝行 委員 千葉 有美子 委員 松崎 昭三
---	---